

報告第8号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

令和8年6月4日提出

交野市長 山 本 景

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

8 専第 4 号

専 決 処 分 書

次のとおり、和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 53 年 12 月 22 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金 16, 200 円を支払う。
- 2 相 手 方 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
法定代理人親権者 [REDACTED]
- 3 示 談 日 令和 8 年 3 月 27 日
- 4 事 案 概 要 令和 8 年 3 月 9 日（月）午後 2 時 20 分頃、交野市立私市小学校運動場において、体育の授業でサッカーを試合形式で行っていたところ、他の児童が蹴ったボールが相手方の顔に当たり、装着していた眼鏡が破損したものの。
- 5 そ の 他 相手方損害額 16, 200 円
学校災害賠償補償保険額 16, 200 円
市持出額 0 円

令和 8 年 3 月 27 日

交野市長 山 本 景